

'87

鹿部

No.201号

2月号



スケツの豊漁でにぎわう鹿部漁港

昭和62年 鹿部消防団

出初式行われる
—新春に無火災を誓う—

鹿部消防団恒例の出初式が、一月二日、中央公民館で行われました。

当日は、浦団長以下八十四人の団員が参加して行われ、新春に「今年一年の無火災」を誓いあいしました。

また、消防団活動に永年勤続し、功労のあった方々の表彰も行われました。



表彰を受けられた方は、次のとおりです。(敬称省略)

消防庁長官定例表彰

- 退職報償 故中村 昭八(筆) 登
- 和野 優(筆) 四(筆) 登

北海道消防定例表彰(知事)

- 三十年永年勤続章
 - 本 団 団長 浦 京造
 - 第二分団 班長 平田 誠一
 - 第三分団 班長 飯田記一郎
 - 二十年永年勤続章
 - 第三分団 団員 盛田 登



北海道消防協会定例表彰

○功績章

- 第三分団分団長 盛田 嘉治
- 三十年永年勤続章
 - 第三分団副分団長 西村由次
- 二十年永年勤続章
 - 第三分団 団員 盛田 登
 - 第二分団 " 中村 宣雄
- 十年永年勤続章
 - 第三分団 団員 岩島 隆
 - 第三分団 団員 盛田 武一

渡島地方支部長表彰

○功労章

- 第三分団 班長 瓜田 健祐
- 第三分団 班長 椎野 敏美



渡島東部消防条例に基づく表彰

管理者表彰

○三十年勤続章

- 第三分団副分団長 西村 由次

三十年勤続団員婦人

- 感謝状 西村 光子

十五年以上勤続団員退職者(町長)

- 感謝状 第一分団元副分団長 吉沢勝義

十年以上防火水槽等消防施設無償貸与者表彰(町長)

- 感謝状 小田 孝弘

成績優良章(団長)

○成績優良章

- 第一分団 部長 玉野 茂美
- 第四分団 班長 渡辺 龜次
- 第二分団 団員 野場 勲
- 第三分団 " 佐藤 安幸



国鉄乗車券・定期券・指定券類は
鹿部駅で買いましょう。

☎ 7-2560 電話での予約もお引き受けいたします。
申し込みは7時から18時までをお願いします。



- ▽町長賞 高田 仁(小四)
- ▽教育長賞 小林 城幸(小六)
- ▽文化協会長賞 中谷 恵子(小五)
- ▽北海道新聞賞 千葉 恵美(小五)

町教育委員会主催による第四回書き初め席書大会が、一月八日に中央公民館において行われました。これは、毎年正月に行われている行事で、当日は三十人余りの小学校児童が参加し、力強い筆遣いで与えられた課題文字に真剣に取り組んでいました。入賞者は次の通りです。

第四回

書き初め席書大会

—町長賞に高田仁くん(鹿小四年)—

▽金賞

小石 豪人(小四) 伊藤 雅敏(小四)
渡辺美由起(小五) 福地 洋一(小六)

▽銀賞

葛西 奈美(小五) 松本久美子(小五)
平井 康之(小六) 川村 一茂(小六)

▽銅賞

川村 亮平(小一) 平井 優充(小二)
高橋 慶子(小三) 柳沢 義教(小三)
小田 吉宏(小四) 柳沢 学(小四)
奥山 将司(小四)



2月16日から所得税の確定申告の受け付けが始まります。正しくお早めに！



例年、申告の最終日間際になりますと、税務署の窓口はたいへん混雑します。所得税の確定申告は窓口のすいている2月中に済ませるようにしましょう。

昭和61年分所得税の確定申告

2月16日から3月16日まで

—函館税務署 ☎0138-22-4131—

〔注〕例年申告期限は3月15日ですが、今年15日が日曜日にあたるため、16日までとなっています。

青少年会館

お色直し終る

—有効活用をお願いします—

昭和四十五年に地域住民のスポーツ、レクリエーション、研修活動等を高める目的で建設された青少年会館ですが、建設されてから十六年を経過して、風雪、潮風等にさらされ、外部が相当いたんでいました。これまでも毎年軽微な補修をしてきましたが、本年度において国の補助制度（水力発電施設周辺地域交付金）を活用し、外部改修を行ない、昨年十一月をもって完成しました。

内部についても、町民の皆さん



が使用しやすい状態で管理しておりますので、多数の方々のご利用をお待ちしています。

尚、青少年会館は、毎週「月曜日」が休館日となっておりますが、それ以外の日は、事前に申し込みただけですとご利用できます。備え付けスポーツ用具は、次のものがあります。

- バドミントン用具
- ミニテニス(軟式)用具
- バレーボール用具
- バスケット用具
- ビーチバレーボール用具
- 屋内ゲートボール用具
- 卓球用具

申し込みは、教育委員会・社会教育課(☎七三二二四)へ。

(教委 社会教育課)



冬季道民スポーツ大会

参加選手を募集しています

募集しています

道民の積極的な健康、体力づくりを推進すると共に地域住民のスポーツへの参加意欲とその生活化を促進し、スポーツを通じて地域の連帯性を培い、明るく豊かで活力ある社会を創ることを目的として道民スポーツ大会が行われていますが、冬季大会も今年で十八回目となりました。

茅部・下海岸ブロック大会は、二月二十二日に椒法華村スキー場で行われますが参加選手を募集しています。競技種目等については次のとおりですので、多数の皆さんの申し込みをお待ちしています。

記

- 一、参加申込先
町教委 社会教育課
(☎七三二二四)
- 二、〆切
二月十四日(土)まで
- 三、大会期日
二月二十二日(日)
- 四、会場
椒法華村スキー場
- 五、競技種目
スキー回転、ミニスキー滑降
ソリスラローム、ソリリレー

※詳しくは教委・社会教育課へ

体力とスポーツのつながり

もつとスポーツに親しみましょう

親しみましょう

〔体力とは？〕

個人個人のレベルで考えてみますと、過度の疲労を伴わないで常日頃生き生きと楽しく仕事ができ、趣味やレクリエーションにも余力をもって打ち込むことができ、又いついかなる時にも対応できる肉体的能力を体力ということができません。

体力は、多くの側面からなっていますが、基礎となるものは「正しい食生活、適度の休養、健康及び疾病に対する注意」です。

しかし、これだけでなく、もう一つの大きな要素として「身体活動」が挙げられます。それは、日常的に誰でも簡単にできる「スポーツ」です。

人間の生存と活動の基礎となる身体的、精神的な能力、体全体の能力を養うことにより体力の増強が図られます。

〔体力要素〕

体力要素としては、筋力、敏しように性、柔軟性、瞬発力、持久力、

調整力、精神力等が挙げられます。

このように、スポーツは、人間の生活のいろいろな要求に体が適応し得る状態を培うのに最良の手段といえます。

みなさんも、ご自分の健康維持のため、もつとスポーツに親しみましょう。

(教委 社会教育課)



スポーツ大会に参加しましょう





不動産登記制度

100周年

登記簿は

不動産の「身分証明書」

何かあなたの身分を証明するものを——といわれたら、何を思い浮かべますか？

学生の人なら学生証、車に乗る人なら運転免許証、そのほか保険証やパスポートなどが挙げられますね。もちろん、こうした証明書を持っていない人でも、住民票や戸籍の謄本・抄本が、あなた自身と親族などを証明する身分証明書の役割を果たしてくれます。

これらの証書は、必要に応じて、あなたの名前や生年月日、住所、あるいは家族関係などを

公に証明する大切な役割を持っています。

記入されている

土地や建物の大切な「情報」

それでは、土地や建物など不動産の「身分証明書」といった何だと思えますか？

そうです。答えは「登記簿」。不動産の登記簿には、所在地番や地目や地籍、家屋番号や床面積、所有者や各種の権利事項など、土地や建物に関する大切な情報が記入されています。いわば登記簿は、不動産の身分証明書であり、履歴書であるといえるでしょう。

不動産の取引の際は

必ず内容の確認を

今年、この不動産登記制度が誕生して百周年に当たります。不動産の取引を安全、円滑に行うためにも、土地や建物を購入するときは、不動産の身分証明書「登記簿」の内容確認をお忘れなく。

鹿部町の所管登記所は函館地方支務局南茅部出張所(宇川汲)です。

通算老令年金などの支払日が年四回になりました。

これまで国民年金、厚生年金保険および船員保険から年一回(六月と十二月)支給されていましたが、通算老令年金および通算遺族年金等の支払いが、本年二月から年四回に変更されました。

変更された支払月と支払年金の内訳は表のとおりです。

支払月と支払年金額	
*注参照 2月の支払	11月、12月、1月の3か月分
5月の支払	2月、3月、4月の3か月分
8月の支払	5月、6月、7月の3か月分
11月の支払	8月、9月、10月の3か月分

〈注〉

なお、昭和六十一年十二月の支払いは昭和六十一年六月から十一月までの六か月分を支払っていますので、昭和六十二年二月の支払いに限り、昭和六十一年十二月と昭和六十二年一月の二か月分へ初めて年金の支払いを受けられる方は、支給開始年月から六十二年一月分まで(が支払われ、五月の支払いから三か月分ずつ支払われることとなります。

春の全国火災予防運動 ●2月28日～3月13日●

「防火の大役 あなたが主役」

私たちの身のまわりには、たくさんの「火災の種」があります。ちょっとした不注意から火災をおこさないよう、次の「火の用心 7つのポイント」を守り、火災予防に心がけてください。

〈火の用心 7つのポイント〉

1. 寝たばこやたばこの投げ捨てはしない
2. 子供は、マッチやライターで遊ばせない
3. 風の強いときは、たき火をしない
4. 天ぷらを揚げるときは、その場を離れない
5. 家のまわりに燃えやすいものを置かない
6. ふろの空だきをしない
7. ストープには、燃えやすいものを近づけない

〈注〉「火の用心7つのポイント」は自治省消防庁で決めたものです。



昭和61年分所得の申告日程決まる

—今年も各地域で……忘れずに申告を—



あなたの税金がここにも (鹿部中学校通学道路線道路改良工事)

月日	時間	場所	月日	時間	場所
2月16日(月)	9時～14時	大岩生活改善センター	2月19日(木)	9時～16時	役場大会議室
2月16日(月)	14時30分～16時	ししべ生活館	2月20日(金)	9時～16時	本別会館
2月17日(火)	9時～16時	鹿部会館	2月21日(土)	9時～14時	本別会館
2月18日(水)	9時～16時	役場大会議室	2月21日(土)	14時30分～16時	出来瀬会館

上記の日程で昭和61年分(1月～12月)所得の確定申告を行います。役場からは日時、場所を指定されますが都合の悪い方は期間中に都合のよい会場で申告して下さい。

●持参するもの

- ①印鑑 ②昭和61年中に支払った生命保険生命保険年金の領収証 ③医療費控除を受ける方はその領収書
 - ④出稼された方は給与支払明細書 ⑤営業されている方は仕入売上、経費のわかる書類
 - ⑥住宅取得控除を受ける方はその書類(別掲参照して下さい) ⑦漁業者で所得が300万以上になる方は収支内訳書を添付
- ※申告をしない場合は諸控除を受けられないと同時に法にもとづき罰せられますので必ず申告して下さい。
※個人宛に申告の案内をしておりますが、案内渡れの方は上記期間中に各会場で申告して下さい。



函館税務署
 函館市新川町26-6
 ☎〇一三八―三二四一三二

昭和61年分の贈与税の申告は、2月1日から、所得税の確定申告は、2月16日から、それぞれ受付が始まります。どちらも申告期限は、3月16日です。

雑損控除、医療費控除、住宅取得控除などにより、所得税の還付を受けるための申告は、2月16日前でも受付けています。

所得金額や税額の計算のしかた、申告書の書きかたなどで分からない点がありましたら、お気軽に税務相談室や税務署にお尋ね下さい。相談の時期は、3月上旬が比較的すいていますので、申告はできるだけ早く済ませるようにして下さい。

所得税・贈与税の申告始まる!

税務署から

滞納が急増しています。…納入に特段のご協力を!

- 保険税、町道民税
- 固定資産税 そして軽自動車税—
- 納入の確認を……納期はすぎではありませんか—



あなたに税金が戻る！

出稼先等で所得税を納められた方

確定申告で還付手続を

昨年中(昭和61年中)に所得税を納めた方で次に該当する方は、3月15日までに役場、又は税務署に於て還付請求の手続をして下さい。納めすぎた税金が戻ります。

▽出稼先等で所得税を納めた方

昨年出稼ぎ、又はアルバイト等で、雇用先から賃金を受ける際に所得税を差引かれている方は、確定申告の際源泉徴収票を持参されますと諸控除の適用によって全額又は一部が戻る場合があります。

▽医療費を多く支払った方

あなたや、家族が病気、ケガで支払った医療費(通院費含む)



- ※医療控除に必要な書類
- (1) 医療費を支払った領収書
 - (2) 給与所得の源泉徴収票(事業所得者は必要なし)
- ▽家を新築、購入又は中古住宅を購入した方
- 自分で住むための住宅を新築したり、新、中古住宅を買ったりしたときは、床面積に応じた住宅取得控除が受けられます。(最高三年)
- 住宅取得控除を受けるための条件(最高一万七千円の控除)
- (1) その年の合計所得が八百万円以下であること
 - (2) 床面積が40㎡以上200㎡以下(約60坪未満)建設年により異なる
 - (3) 工事を完了または、購入した日から6ヶ月以内に入居し、引続いて居住していること
- 住宅ローン等に係る住宅取得控除を受けるための条件



- (1) 公庫及び民間金融機関等からの借入金であること。
 - (2) 返済期間が10年以上にわたるものでかつ、月賦のよう分割して返済していること。
- ※住宅取得控除に必要な書類
- ① 住民票の写し
 - ② 住宅の平面図(面積のわかるもの)
 - ③ 工事請負契約書、又は登記簿

固定資産税課税

台帳縦覧期間

三月一日～三月二十日

昭和62年1月1日現在に所有している土地、建物、償却資産について、課税する固定資産税の台帳を、3月1日から3月20日までの間、役場税務課において縦覧に供します。お知らせします。

尚、昭和61年中に土地、建物、償却資産の異動(新増築、消滅等)があった方は特に確認下さい。



贈本

- ④ 給与所得の源泉徴収票(事業所得者は必要なし)
 - ⑤ 住宅ローンの控除適用を受ける方は、住宅取得に係る融資額の残高証明書
- ※詳しくは役場税務課へお問い合わせ下さい。
- ☎(七)一一二二二番

タバコは、町内で買ひましょう。

—220円のタバコ1箱から約41円が税金として町に還元されます—
(昭和60年度は、約2,620万円が町に還元されました)



お知らせ



**ホタテ貝がら捨場は
きれいに使いましょ**

旧ホタテ貝がら捨て場のとなり
に新たに捨て場を設置しました。
(出来潤地区)

利用する方は、次のことを十分
心得て、他人の迷惑にならないよ
うに利用しましょう。

- ① 入口付近には捨てないで下さい。
奥の方から順に捨てましょう。
- ② 貝がら類と一緒に生活ゴミ、粗
大ゴミ等は絶対に投げないこと
(民生課)

おわびと訂正

一月号十ページ、鹿部町教育委
員会表彰の記事中、竹ヶ原 靖美
さんとあるのは「竹ヶ原 公端美」
さんの誤りでしたのでおわび申し
上げて、訂正させていただきます。

「特設人権・心配ごと 相談所」を開設します

— お気軽ににご相談を —

函館地方法務局・函館人権擁護
委員協議会では、人権擁護活動の
一環として次のとおり「人権心配
ごと相談所」を開設します。
担当者は、当町の人権擁護委員
と法務局職員が当たり、土地・家
屋の貸借・親子・夫婦・金銭・登
記・近隣のいざこざ等身近な法律
問題や人権問題等心配ごとの相談
に応じます。

相談内容については、一切秘密
が守られ、無料ですのでどうぞお
気軽にご利用下さい。

なお、函館地方法務局、及び人
権擁護委員の自宅では、常時人権
相談に応じていますので、ご利用
下さい。

- 一、相談日 三月十七日(火)
午前十時～十五時
- 二、場 所 中央公民館
- 三、当町の人権擁護委員

・立部 誠 一さん(鹿部)

・川村 太一さん(本別)

昭和六十一年度 鹿部町青少年健全育成 住民大会を開催します

— みんなで参加しましょう —

昭和六十一年度鹿部町青少年健
全育成住民大会が、次の日程で行
われます。

青少年健全育成の問題は、単に
一部の関係者だけの問題ではあり
ません。鹿部町全体の問題として
考え、取り組みなければ解決する
ことはできません。

この様な考え方から昨年、住民
運動として「愛の声かけ運動」を
展開しましたが、この運動がどれ
程理解されたか、又、今後どう発
展させるべきかを話し合うのがこ
の青少年健全育成住民大会です。
一人でも多くの方のご参加を期
待しています。お気軽にご参加下
さい。

- ◎日 時 二月二十六日
午後六時から
- ◎場 所 鹿部中央公民館

「なごも」を信じよう
根じからの悪い「なごも」はよいなごも
○「なごも」のよい分には目を傾けよう。
○「なごも」の悪い分には目を傾けよう。

事業主のみなさんへ

— 雇用保険率が
引き下げられます —

このたび「労働保険の保険料の
徴収等に関する法律」の規定に基
づき、雇用保険率が次により引き
下げられることとなりましたので
お知らせします。

なお、詳細については、窓口で
おたずね下さい。

記

- 一、施行期間 四月一日から
一年間
- 二、対象事業 全 産 業
- 三、引下げ率 一〇〇〇分の〇・五
- 四、引下げ後の率
 - (イ) 一般の事業 一〇〇〇分の一四
 - (ロ) 特掲事業 一〇〇〇分の一六
 - (ハ) のうち建設事業 一〇〇〇分の一七
- ※ 四事業に係る率の変更である
ため被保険者に係る負担は従
来どおりであること
(函館公共職業安定所)

世帯更生資金貸付制度 をご存知ですか

低所得世帯及び身体障害者世帯
の経済的自立と、生活意欲の助長

促進を図ることを目的とした世帯
更生資金貸付制度をご存知ですか。
制度の概要は、次のとおりです
が、詳しくお知りになりたい方は、
お近くの民生委員か町社会福祉協
議会(役場民生課内)におたずね
下さい。

記

- 一、貸付対象世帯
低所得世帯及び身体障害者
世帯
- 二、使用目的
 - ・ 事業の開始・継続・拡張
 - ・ 家族の病氣
 - ・ 子供の進学
 - ・ 老人や障害者の日常生活用
具の購入等
- 三、金利 年 三%
- 四、据置期間 六ヶ月から最高一年六ヶ月
- 五、返済期間 一ヶ月から最高十年
(十年は修学資金)
- 六、返済方法 元利均等払の月賦返済
(年賦、半年賦も可)
- 七、その他 連帯保証人が一名必要
- 八、相談窓口
お近くの民生委員か、町社
会福祉協議会(民生課内)
(道社会福祉協議会)

笑顔あふれる明るい毎日

昭和62年度 新入学児童

男子 **34**名
 女子 **40**名
 計 **74**名



入学が まちどうしい な～

盛田由美子	盛田明日香	三浦めぐみ	宮本佳明	宮本亮	船橋優之	樋口実希	坂本美奈子	小川紗智子	熊川勝雄	久保田理恵	工藤陽子	工藤志のぶ	岩井洋輔	岩井大輔	阿部裕樹	赤沢智香	
以上十七名	盛田勝也	盛田静也	三浦重雄	宮本直志	宮本龍夫	船橋吉右衛門	樋口正勝	坂本清造	小川敏文	熊川登	久保田光幸	工藤輝光	工藤定雄	岩井定雄	岩井秀晴	阿部安雄	赤沢雄

【鹿部地区】

盛田修司	盛田州秀	佐藤英二
以上三名	盛田正朝	佐藤孝彦

【大岩地区】



酒井真喜	齊藤裕介	小林尚子	小林樹瑠	久保田ひとみ	金子奈々	奥村祐也	江崎純	岩井理絵	伊藤隼人	出雲敦子	石谷静香
酒井富雄	齊藤雅博	小林美博	小林康輔	久保田芳夫	金子比富	奥村武三	江崎俊三	岩井久尚	伊藤順一	出雲昭雄	石谷久私

【宮浜地区】



松浦弘憲	松江幸一	平山亜紀	平山俊光	浜市順美	野田美子	能代琴美	永沢あゆ	对馬悠乃	高田圭介	高田人	高田也	佐藤仁	佐藤昭	佐藤信	佐々木晃	坂下子
松浦幸一	松江永吉	平山常和	平山孝治	浜市順一	野田武夫	能代和夫	永沢茂樹	对馬弘之	高田英俊	高田文博	高田紀幸	佐藤鉄雄	佐藤信次	佐藤信博	佐々木幸博	坂下男

吉田宏美	吉田博	松本英明	松本恭子	松本勝敏	野田麻夕子	野田孝一	中村洋一	中村匡紀	高橋さゆり	高橋和政	新山幹治	木村友美	小笠原都子	荒町奈緒子
以上十五名	吉田勝久	吉田忠	松本由	松本利隆	松本重男	野田重毅	野田輝等	中村通己	高橋郁幸	高橋和夫	新山治	木村忠志	小笠原政行	荒町隆

【本別地区】

吉田さゆり	村本恭広	村林恵	水島ゆう紀	真鍋仁志	松本ゆかり	松本則明	松本清	松川美津子	松川昭平
以上三十九名	吉田政隆	村本真司	村林由明	水島敏博	真鍋満	松本秀輝	松本武志	松川文進	松川智之

さわやか君

西村 宗



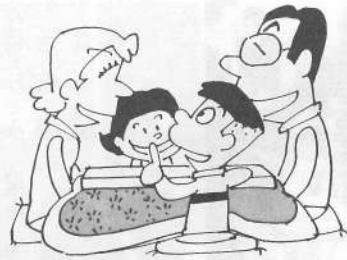
こたつは頭寒足熱式の理想的な暖房として昔から親しまれてきました。
「最近では家族のコミュニケーションがなくなっているけれど、冬になるとこたつに全員集まるので楽しい」と言っている人もいます。
ご存じのように、今は、昔のような木炭のこたつは影をひそめ、こたつといえば電気こたつです。それも家具調こたつなどといって、下側の出っ張りがなく、こたつを使わない季節にはテーブルとして利用できるものに人気があります。

近ごろは外国人にもこたつの愛用者が多いようです。米食、とくに寿司がアメリカで喜ばれ、また日本の布団を愛用する外国人が多いと聞くと、日本のヤングが、それらを見直す「逆輸入現象」が目立ちますが、こたつもまたそうなるのかもしれない。
そういえば、一般に掘りこたつといわれる腰掛式のこたつをよく見かけますが、あれを最初に作ったのは、イギリスの陶芸家バーナード・リーチ氏で、明治の末のことだといわれています。
二月はこたつなどの暖房で

歳時記

こたつ

エネルギーを多く消費する季節なので、資源エネルギー庁では、二月を「省エネルギー月間」と定めています。現在は原油価格の低下や円高の影響などで、エネルギー事情はひところほど悪くはありませんが、こういう時こそ油断せず、エネルギーを効率よく利用する習慣を身につけたいものです。



田中	富谷	大槌	高橋	細越	高橋
政	夕	勝	義	秀	幸
治	キ	藏	雄	三	作
六〇才	九二才	八七才	五七才	七七才	六六才
鹿部	鹿部	鹿部	宮部	鹿部	本所



おくやみ
もうしあげます

佐藤	松川	浦村	木村	佐藤	松川	山科	門間	松川	野田	若山	大澤
雅	川	圭	村	恵	川	友	沙	拓	麻	大	悠
之	み	吾	渡	里	ま	香	裕	嗣	重	唯	利
祐	さ	定	和	佳	ゆ	健	春	修	敏	利	治
一	之	吉	一	一	雄	一	博	修	毅	敏	治
鹿部	宮部	本所	本所	本所	宮部	宮部	宮部	宮部	本所	本所	宮部



おたんじょう
おめでとう

世帯と人口

62.1.31現在	()は前月比です
世帯数 1,377世帯 (-2)	
男 2,572人 (+3)	
女 2,561人 (+8)	
計 5,133人 (+11)	

戸籍の窓

2月・3月の救急病院

2月11日	砂原町国保病院 (砂原町)	☎01374(8)3131
2月15日	南茅部町国保病院 (南茅部町)	☎(2)3511
2月22日	砂原町国保病院 (砂原町)	☎01374(8)3131
3月1日	南茅部町国保病院 (南茅部町)	☎(2)3511
3月8日	沢田医 院 (鹿部町)	☎(7)2105

診療時間は午前9時～午後4時